

市民後見人No.68

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.78)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゆていぶらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応 できます)

MAIL : npokouken@gmail.com URL : <http://www.shiminkoukenninokai.jp>

謹んでご冥福をお祈りします

本会が受任している被後見人、被保佐人のうち累計11件目に当たる男性が、7月16日、入院先の病院で亡くなりました。90歳でした。葬儀は、遺族の出席が困難だったため22日、本会関係者のみで執り行いました。合掌。

残暑お見舞い申し上げます

■受任19件に、20件目も視野■

東京家庭裁判所は7月31日、品川区在住の女性(86歳)の保佐人を本会にする審判を行いました。この審判で後見人、保佐人受任の累計数は19件となります。また、現在、20件目となる案件の保佐人候補者となる話が進められています。

本会会員として後見活動を行うには、**後見業務担当グループ**に属し、勉強会や品川区社会福祉協議会品川成年後見センターの支援員活動などに積極的に参加することが必要です。多くの会員に同グループに参加していただき、認知症高齢者を支える後見実務を担っていただきたいと思います。

希望者は、毎週月曜日に事務所に詰めている**事務局メンバー**にご連絡ください。

■死後事務の勉強会を開催■

7月20日(土)午後、当会事務所のある「こみにゆていぶらざ八潮」の協働推進室内で、「死後事務」をテーマに定例の勉強会を開催しました。

後見人は被後見人の死亡でその役を閉じ、その後は、ご遺体や遺産などは通常、相続人に引き渡します。しかし、その実態は、様々です。本会が担当している被後見人らの多くは日ごろ親族との関わりが薄いため、冒頭記事のように本会が葬儀を行ったり、相続人を特定するまでに何カ月もかかる場合があります。結構な事務量となっています。

こうしたことから、本紙62号(3月30日発行)でお伝えしたように、本会后見業務事務局では昨年までに亡くなった3件の事例を検証、一覧表にまとめました。

今回の勉強会はこの表を活用、死後の実務を担当した会員が講師になり、活発な論議が行われました。

諸般の事情により8月の勉強会は中止します。
酷暑の折、体調にお気を付け下さい。

(文責・古賀)